

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2012-199094(P2012-199094A)

【公開日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2012-042

【出願番号】特願2011-62809(P2011-62809)

【国際特許分類】

F 2 1 V	8/00	(2006.01)
F 2 1 S	8/04	(2006.01)
F 2 1 S	2/00	(2006.01)
F 2 1 V	19/00	(2006.01)
F 2 1 Y	101/02	(2006.01)

【F I】

F 2 1 V	8/00	3 6 0
F 2 1 S	8/04	1 3 0
F 2 1 S	2/00	1 0 0
F 2 1 V	19/00	1 7 0
F 2 1 V	19/00	1 5 0
F 2 1 V	19/00	4 5 0
F 2 1 Y	101/02	

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導光板の側面に複数の点状光源が配置され、前記点状光源から前記導光板へと入射した光が、前記導光板の正面から出射される光源ユニットを複数備え、該複数の光源ユニットがベースフレームによって位置決めされてなる照明装置であつて、前記複数の光源ユニットが、前記ベースフレームの基準点を中心として放射状に配置され、前記複数の点状光源が、前記導光板の隣接する光源ユニットと対向する側面に配置されていることを特徴とする照明装置。

【請求項2】

前記光源ユニットの導光板の、前記ベースフレームの基準点に近い側辺に対して、放射方向先方に位置する側辺の方が幅広に形成されていることを特徴とする請求項1記載の照明装置。

【請求項3】

前記光源ユニットの導光板の、隣接する光源ユニット同士の対向する側辺の間隔が、前記ベースフレームの基準点に近い側辺から放射方向先方に位置する側辺に至るまでの間、一定となるように形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載の照明装置。

【請求項4】

前記ベースフレームは平面視円形をなし、その中心が前記基準点であることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項記載の照明装置。

【請求項5】

前記光源ユニットの点状光源は、前記ベースフレームに放射状に形成された切起し形状部に沿って配置されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項記載の照明装置。

【請求項6】

前記切起し形状部は壁状をなし、その両側面に、隣接する光源ユニットの点状光源が配置されていることを特徴とする請求項5記載の照明装置。

【請求項7】

前記複数の光源ユニットの、隣接する光源ユニット同士の対向する側辺間を覆うようにして、前記導光板の正面からの光の出射方向へと突出するフレーム部材が配置され、該フレーム部材の前記導光板の正面から光の出射方向へと突出する部分を構成する面が、前記導光板の正面から光の出射方向先方へと向かう程、互いの間隔が狭まるように形成された一对の傾斜面を有していることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項記載の照明装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(2) 上記(1)項において、前記複数の光源ユニットが、前記ベースフレームの基準点を中心として放射状に配置され、前記複数の点状光源が、前記導光板の隣接する光源ユニットと対向する側面に配置されている照明装置(請求項1)。

本項に記載の照明装置は、光源ユニットがベースフレームの基準点を中心として放射状に位置決めされ、複数の点状光源が、導光板の隣接する光源ユニットと対向する側面に配置されていることで、ベースフレームの基準点を中心として、光の照射範囲が放射状に広がるものとなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

又、照明装置30の全体に対し、各光源ユニット32の導光板36の形状が個片化されて小型化されることで、導光板36の成形も容易となる。又、適宜光源ユニット32と共に用いられる反射板26等の光学部品も、導光板36と同様に個片化されることで、大きなシートから必要な形状を切り出す一般的手法を採用する場合には、一枚のシートを有効活用して、歩留まりの悪化を防ぐものとなる。更には、不良が発生した光源ユニット32のみ交換することで、所望の明るさを容易に回復させることが可能となる。

しかも、ベースフレーム34が平面視円形をなし、光源ユニット32がベースフレーム34の中心点を基準として、放射状に位置決めされ、複数の点状光源24が、導光板36の隣接する光源ユニットと対向する側面(側辺36e)に沿って配置されていることで、ベースフレーム34の中心点を基準として、光の照射範囲が放射状に広がるものとなる。